

件名	京都市左京東部いきいき市民活動センター特別管理産業廃棄物を含む産業廃棄物 (混合物) 収集運搬業務				
契約期間	契約の日から令和8年7月10日まで				
契約条件	<p>1 総則</p> <p>(1) 京都市左京東部いきいき市民活動センター(以下「いきセン」という。)特別管理産業廃棄物を含む産業廃棄物(混合物)の収集運搬業務(以下「本業務」という。)の受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)、労働基準法、労働安全衛生法、京都市契約事務規則等の関係法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき的確に業務を実施すること。</p> <p>(2) 本業務で扱う産業廃棄物(混合物)とは、いきセンから排出されるものとする。</p> <p>(3) この仕様書の産業廃棄物(混合物)とは、木くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、布製品及び陶器類、廃油、廃酸、廃アルカリ並びにそれらが混合されている物をいう。</p> <p>2 収集運搬の予定数量</p> <table border="1" data-bbox="400 929 1254 1099"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別管理産業廃棄物を含む産業廃棄物 ※ 詳細は別紙参照</td> <td>別紙のとおり</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記数量には容器類を含む</p> <p>※ ただし、あくまでも予定数量であり、変動することがある。</p> <p>3 業務の内容</p> <p>本業務の受託者は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、いきセンから排出された産業廃棄物(混合物)の適正な収集運搬を行う。</p> <p>(1) 運搬車両 積載荷重2トンから4トンまでの貨物自動車(トラック)</p> <p>(2) 収集日、収集時間 ア 収集運搬を行う日は、地域自治推進室から受託者に指示のうえ、決定するものとする。 イ 収集運搬を行う時間帯は、原則として午前10時00分から午後4時までとし、当日中に本市が指定する処分業者の処分場へ搬入すること。</p> <p>(4) 搬入先(搬入条件は(5)参照)</p> <p>ア タイル 株式会社京都環境保全公社 瑞穂環境保全センター (住所: 京都府船井郡京丹波町猪鼻冠石2-1)</p> <p>イ 上記ア以外 株式会社京都環境保全公社 伏見環境保全センター</p>	種 類	数 量	特別管理産業廃棄物を含む産業廃棄物 ※ 詳細は別紙参照	別紙のとおり
種 類	数 量				
特別管理産業廃棄物を含む産業廃棄物 ※ 詳細は別紙参照	別紙のとおり				

(住所：京都府京都市伏見区横大路千両松町 126)

※搬入手数料については、別途処分業務を契約するため無料

(4) 産業廃棄物の排出場所

産業廃棄物（混合物）の排出場所は、次のとおりとする。

名称：京都市左京東部いきいき市民活動センター又はサロン

所在地：京都市左京区鹿ヶ谷高岸町 3-2

(5) 搬入条件

ア タイル

- ・ 搬入は完全予約制となるため、受入日の 1 週間前までに、搬入先である京都環境保全公社（瑞穂環境保全センター）へ予約を行うこと。

イ その他

- ・ 別紙記載のとおり、搬入前の梱包、移替え作業を実施すること。移替え用の容器は京都市で用意するが、作業時に必要な物品（穴あけ器、漏斗、缶切り、雑巾等）は受託者で確保すること。
- ・ 移替え作業については、安全に配慮し、屋外で実施すること。また、作業時に液体等が地面に流出しないよう留意すること。

(6) 運搬車両への積込作業

本館内にある上記 2 の産業廃棄物（混合物）を全て収集し、適正に搬出し運搬車両への積込みを行うこと。また、収集後は、センターの床面掃き清掃を行い、清潔の保持及び整理整頓に努めること。

4 受託者の資格要件

本業務を受託しようとする者は、産業廃棄物の積卸を行う区域において、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬の許可の中に、予定数量に示す産業廃棄物を対象とした許可を持つ者であること。

5 資格要件等の確認

受託者は、本業務の契約締結に当たり、上記 4 の許可証を地域自治推進室に提出すること。

6 報告・提出書類

- (1) 受託者は、収集運搬業務が完了したときは、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に必要な事項を記入のうえ、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の B 2 票を 10 日以内を目途として速やかに返送すること。

[マニフェスト返送先]

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市行文化市民局地域自治推進室 市民参加・協働支援担当 Tel075-222-4072

- (2) 受託者は、本業務の終了後に、報告・提出書類とともに完了届を提出し、担当者の確

認を受けること。また、本業務に係る委託料は、業務完了後一括で支払う。

(3) その他必要な書類については、地域自治推進室の指示に従うこと。

7 損害賠償責任

本業務の履行に伴う損害、事故及び負傷等に関して、本市は一切の責任を負わない。

8 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

9 権利・義務の譲渡の禁止

受託者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

10 経費負担

本業務の履行に伴う費用は、すべて受託者の負担とする。

11 守秘義務

受託者は、本業務の履行に伴い知り得た情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

12 その他の特記事項

(1) 予定数量は、本市の都合により増減する。予定数量に大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

(2) 受託者は、本業務の契約締結に当たり、仕様書の最終頁にある「産業廃棄物収集運搬受託者記入欄」の項目について必ず記入し、許可証を添付すること。また、受託者の委託業務に積替保管を含む場合は、積替保管の項目（所在地、種類、保管上限等）を必ず記入すること。

(3) 本業務に必要な機材等はすべて受託者が用意すること。

(4) 収集運搬に当たっては、第三者への安全に注意すること。また、輸送中に産業廃棄物が散乱しないように措置すること。

(5) 積込作業中に本館内に設置している什器が破損した場合は、その原因が受託者の故意又は過失によるときは受託者の負担とし、無償で代替品を設置すること。

(6) その他、仕様書に記載なき事項及び疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度双方が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。